

令和6年8月21日	資料 1
第6回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

# 一般定期健康診断における女性の健康に関する 健診項目について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

労働衛生課

# 女性特有の健康課題に関する質問案に係る第5回検討会での主なご意見①

## 第5回検討会にて提示した案

質問32：女性に関連する健康問題（※）で職場において困っていることがありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

質問33：（質問32に「はい」と回答された方）職場において相談したいこと（配慮してほしいこと）がありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

※「女性に関連する健康問題」とは、月経困難症、更年期障害などを指します。

## 第5回検討会での主なご意見

- 質問32・33を設定する場合には、健診機関・事業者での取り扱いを明確にすべき。
- 質問32・33を設定する場合には、集計結果を取得するかどうかも含めて事業者任意性を担保することが大前提ではないか。
- 質問32・33を設定する目的が労働者の気づきを促すことであるならば、事業主に結果が渡るということが分かっていると、本人がこの問診を素直に回答するかどうか、非常にハードルが高いのではないか。
- ③「どちらとも言えない」という選択肢があることで、プライバシーの観点もクリアできると思う。
- 質問32について
  - ・ 「女性に関連する健康問題」について、「女性特有の健康課題」という表現がよく使われている。
  - ・ 「女性に関連する健康問題」の注釈には、月経前症候群も明示しておく必要がある。
  - ・ 注釈ではなく、「月経困難症、PMS等などで職場において困っていることがありますか」とストレートに聞いてはどうか。
  - ・ 更年期については女性のみならず、男性にも存在するので、男女区別せずに回答できる形にしてもいいのではないか。
  - ・ 男性の更年期障害については問診に適切に回答してもらうことが、女性より一層難しいという面もあるということも、いろいろと考えると、男性の更年期障害の対策を軽視するわけではないが、問診への追加ということについては慎重に考えるべき。

# 女性特有の健康課題に関する質問案に係る第5回検討会での主なご意見②

## 第5回検討会にて提示した案

質問32：女性に関連する健康問題（※）で職場において困っていることがありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

質問33：（質問32に「はい」と回答された方）職場において相談したいこと（配慮してほしいこと）がありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

※「女性に関連する健康問題」とは、月経困難症、更年期障害などを指します。

## 第5回検討会での主なご意見

### ● 質問33について

- 健診担当医に求められる役割は医師の診断（医療区分）までではないか。
- 健診担当医は、予め、事業者より産業医、産業保健スタッフ社内における相談窓口の有無を確認し、女性労働者に紹介することが必要ではないか。
- そもそも問診は健康状況について聞くというものなので、配慮を求めるかどうかというところについてまで問診で聞くのか整理する必要があるのではないか。
- 子宮内膜症の可能性などもあるので受診勧奨がまず先ではないか。
- 産業医のいない事業場においては、医療機関の受診、かかりつけ医や地産保の利用を勧奨することが必要ではないか。
- 健診機関と事業者との十分な調整を要し、健診医は場合によっては意見書の作成も必要になることになるので、少なくとも健診の場では不可能ではないか。
- 月経困難症や更年期障害等の女性に関連する健康問題は、女性労働者のプライバシーに特段配慮しなければならない情報であり、女性に関連する健康問題の問診の回答が事業者ダイレクトに伝わるべきではないか。
- 女性労働者本人が希望する場合には、問診に質問33を設定することにより、職場において配慮してほしいことを、会社の産業医、産業保健スタッフなどに情報を伝達することで具体的な解消につなげるほうが良い。
- 「更年期症状で職場において困っていることはありますか」と質問することで、男女区別せずに回答する形が良いのではないか。

# 「一般健康診断問診票」改訂案について①

## 1 第5回検討会までの意見等を踏まえ、「一般健康診断問診票」における女性特有の健康課題に関する質問の目的、具体的プロセスについて、どのように考えるか（以下に事務局案を提示）。

### (1) 目的（案）

- ア 労働者：月経困難症、月経前症候群、更年期障害等への気づきと、必要に応じての早期受診を促す。
- イ 事業者：女性特有の健康課題を抱える職場環境整備への気づきを促す。

### (2) 具体的プロセス（案）（スライド6に示す女性特有の健康課題に関する問診流れ図（案）を参照。）

①健診機関（健診担当医・健診を実施する産業医を含む。）は、委託契約等に基づき健診を実施する。

- 事業者が健診の実施・委託の決定を行う際に、事業者は、どのような女性特有の健康課題に関する質問を入れるのか、どのような結果を健診機関から提供を受けることとするのかを含めて決定する。

②健診機関は、上記①に基づき、労働者に問診票を配布する。

- 厚生労働省は、健診担当医による円滑な問診の実施を促すため、法定外（任意）である「一般健康診断問診票」を改訂し、第5回検討会で提示した質問32のように、女性特有の健康課題に関する質問を示すこととする。なお、上記（1）の目的（案）を満たし、労働者に理解しやすい質問とする。

③労働者は、配布された問診票に回答し、その回答結果を健診機関に提出する。

④健診担当医は、必要に応じて、労働者個人に女性特有の健康課題に関する情報提供、婦人科等の医師の受診勧奨等を行う。

- 健診担当医は、問診票に沿って、労働者個人に女性特有の健康課題に関する確認を行うほか、必要に応じて、適宜、追加質問を行い、労働者個人への情報提供、受診勧奨の要否等を判断する。
- 厚生労働省は、健診機関への情報提供、健診機関が活用できるツール（リーフレット等）を作成する。

## 「一般健康診断問診票」改訂案について②

(2) 具体的プロセス(案) (スライド6に示す女性特有の健康課題に関する問診流れ図(案)を参照。) (続き)

⑤労働者は、健診担当医からの受診勧奨等を踏まえ、婦人科等の医師を受診する。

⑥婦人科等の医師は、上記⑤により受診した労働者に対して、診断の結果、就業上の助言等を行う。

⑦健診機関は、上記①に基づき、事業者に女性特有の健康課題に関する質問の結果を提供する。⇒ 以下の論点について、議論が必要ではないか。

⑧事業者は、必要に応じて、産業医等(産業保健総合支援センターの活用を含む)に相談する。

- 事業者は、女性特有の健康課題に関する質問の結果を踏まえ、女性特有の健康課題に対応するために、職場環境整備に向けた取組みについて検討する。
- 事業者が女性特有の健康課題のために行うことが望ましい対応について、厚生労働省はガイドラインや指針等を作成することとする。

※事業者は、産業保健の枠組みを活用し、医師等による健康相談等を行うほか、労働者からの申出への対応等を行う。

### <論点> (上記⑦に係る論点)

- 上記(1)の目的(案)を達成するため、健診担当医(健診を実施する産業医を含む)から事業者へ情報提供される内容(集計結果、労働者個人の情報・要望、情報なし等)、方法(事業者が決定、労働者が決定、両者で協議して事業者ごとの決定等)について、どのようにあるべきなのか。加えて、この情報提供が行われる場合には、労働者個人のプライバシーの保護や健診担当医の負担増の可能性について、どのように配慮すべきであるのか。

## 2. その他

### <論点>

- 男性更年期障害については、医学的知見や産業保健の課題等を踏まえ、どのように考えるのか。

